

# 宇部市不育症治療費助成事業申請書

## 記入例

関係書類を添えて下記のとおり不育症治療費の助成を申請します。

### 記

	氏名(ふりがな)	生年月日
夫	( )	昭和・平成 年 月 日( 歳)
妻	( )	昭和・平成 年 月 日( 歳)
住所(※1)	〒 電話 ( )	
住所(※2)	〒 電話 ( )	
申請者氏名	宇部 太郎	宇部 花子
申請時、こちらで確認してから記入しますので、日付・金額とも無記入でお願いします。	金 円 (千円未満切り捨て) 年 月 日	医療保険各法の規定による医療に関する 給付額
過去に不育症治療費の助成を受けたことがありますか。	<input type="checkbox"/> 不育症治療費の助成を受けたことがない <input type="checkbox"/> 不育症治療費の助成を受けたことがある	
助成を受けた自治体	年 月 月	決定通知書の決定年月及び助成金額を記入してください。(支給月ではありません。) なお、助成回数に制限はありません。
助成を受けた時期	助成金額(円)	
加入医療保険(夫)	【種別】 国保・健保・船員・共済・その他 ( )	【保険者番号】 ( ) 【区分】 本人・被
加入医療保険(妻)	【種別】 国保・健保・船員・共済・その他 ( )	【保険者番号】 ( ) 【区分】
振込先	金融機関名 銀行 金庫 農協	申請時、振込先の分かるものをご持参ください。振り込み名義人は夫でも妻でも可です。
	預金の種類 普通当座 (ふりがな) 口座名義人	
	口座番号	
申請受理年月日	(承認・不承認)	決定年月日
受給者番号		

一部負担金払い戻しがある場合は、その金額を記入してください。それ以外は未記入でお願いします。

保険者番号の記入漏れがないようにお願いいたします。

注) 太枠の中を記入してください。

※1: 夫婦の住所を記入する。

※2: 夫婦の住所が異なる場合に記入する。

住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいう。

(様式第1号)

# 宇部市不育症治療費助成事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり不育症治療費の助成を申請します。

記

	氏名(ふりがな)	生年月日			
夫	( )	昭和・平成 年 月 日( 歳)			
妻	( )	昭和・平成 年 月 日( 歳)			
住所(※1)	〒 電話 ( )				
住所(※2)	〒 電話 ( )				
申請者氏名 _____					
医療保険各法の規定による医療に関する					
申請金額 金 _____ 円 給付額 _____ 円					
(千円未満切り捨て)					
年 月 日					
宇部市長 様					
過去に不育症治療費の助成を受けたことがありますか。					
<input type="checkbox"/> 不育症治療費の助成を受けたことがない					
<input type="checkbox"/> 不育症治療費の助成を受けたことがある					
助成を受けた自治体					
助成を受けた時期	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
助成金額(円)					
加入医療保険(夫)	【種別】 国保・健保・船員・共済・その他( )				
	【保険者番号】( ) 【区分】 本人・被扶養者				
加入医療保険(妻)	【種別】 国保・健保・船員・共済・その他( )				
	【保険者番号】( ) 【区分】 本人・被扶養者				
振込先	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店(支所) 農協 出張所			
	預金の種類	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人		
	口座番号				(左詰記入)
申請受理年月日			(承認・不承認) 決定年月日		
受給者番号					

注) 太枠の中を記入してください。

※1: 夫婦の住所を記入する。

※2: 夫婦の住所が異なる場合に記入する。

住所が異なる場合は、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいう。

(裏)

助成の適正を判断するため、必要に応じ、下記の点について照会することがありますので御了承ください。

- 医療機関証明書に不明な点がある場合は、医療機関に照会することがあります。
- 他の地方公共団体で助成を受けられた可能性がある場合は、当該地方公共団体へ照会することがあります。

**【添付書類】**

1. 宇部市不育症治療費助成事業申請金額明細書（様式第2号）
2. 医療機関が発行した領収書及び診療報酬明細書、保険者が発行した高額療養費又は付加給付の明細書等、1の額が確認できる書類
3. 宇部市不育症治療費医療機関証明書（様式第3号）
4. 宇部市不育症治療費調剤証明書（様式第4号）
5. 夫婦の続柄の記載がある住民票（1か月以内に発行されたもの）
6. 夫婦の健康保険証の写し
7. 夫婦の申請日の前年（1月から5月までの申請日については前々年）の所得を証明するもの（児童手当法施行令による控除が確認できるもの）  
（例）市町が発行する所得課税（非課税）証明書  
※源泉徴収票は不可（他の所得が確認できないため）
8. 必要に応じてその他の書類を求めることがあります。  
（例）夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等）